

資 料

大正 12 年盲学校及聾唖学校令の教育の質の改善に対する効果

—公布前・後の実態比較に関する研究構想—

岡 典子*・佐々木順二**・中村満紀男***

本論文の目的は、大正12年盲学校及聾唖学校令について、盲唖児の教育の質の改善に対する効果を実態的に検討する必要があることを示すために、いくつかの事例を分析することによって研究構想を提示することである。その結果、以下のことが事例的に明らかとなり、今後の研究の方向として示唆された。盲・聾学校令による県立移管は、財源不足をとりあえず解消したために、生徒数、とくに唖生と女性は増加した。他方で、貧しい生徒に対する対策が不十分であったために、彼らは就学できないか、中途退学を余儀なくされた。また、教育の施設・設備は充分には整備されなかった。県立移管は、私立校時代の支持基盤の弱体化、戦前の教育体制への組み込み、私立校時代の自由な教育運営の困難を生み、また、創設期とは異なる新しい経営の考え方を必要とした。

キー・ワード：大正12年盲学校及聾唖学校令 県立移管 教育の改善 生徒の貧困
学校経営 学校支持基盤の弱体化

I. 序

1. 本研究の目的と先行研究の検討

本論文の目的は、これまで制度上の画期性と附則の問題点のみに焦点が向けられてきた大正12年盲学校及聾唖学校令の有効性について、同令が教育の実態に及ぼした影響という新たな問題意識に立脚して具体的な解明を試みるための一連の研究の出発点として、研究の全体構想を示すとともに、今後の分析に際して重要となるいくつかの観点を分析的に例示することにある。分析の観点については、とくに盲唖児に対する教育機会の拡大の程度と盲唖学校教育の質の改善に焦点をあてる。以下に、先行研究の成果に基づき、本研究の意義を述べる。

大正12年(1923)年公布の「盲学校及聾唖学校令」(以下、盲・聾唖学校令)の意義については、すでに多くの研究で詳細に検討されているが(荒川[1974];藤川[2008];平田[1986];平田[1989];加藤[1972];中島[1969];中野[1974];中野[1976];岡本[1997])、その内容は、大別すれば盲・聾唖学校令の制度それ自体を分析したものと、制度による成果を分析したものの二点に整理できる。

これらの先行研究は、当時としての画期的な規定として、学校としての制度的確立の実現、道府県の盲・聾唖学校の設置義務と経費負担、普通教育課程の必置、初等部・予科の授業料・入学料の無償、盲・聾唖学校分離を挙げる一方、その画期性が附則によって空洞化されたことを指摘する。さらに平田(1986)は、盲・聾唖学校令の公布が、内務省と文部省の関与による盲児・聾唖児の教育・保護という段階から、文部

* 筑波大学人間系

** 九州ルーテル学院大学人文学部

*** 福山市立大学教育学部

省の政策・行政分野としての特殊教育へと独立する画期を意味したことを指摘している。

一方、盲・聾唖学校令が長年の盲唖教育関係者の運動の成果であったことに加えて、学校令草案の根本的部分におけるかなりの変更、公布までの過程に関する追究、あるいは草案を作成したといわれる川本宇之介(1888-1960)の評価と、これに伴う資料の所在追求の成果については、平田[1989]、藤川[2008]を挙げることができる(平田[1989]、藤川[2008])。ただし、20世紀初頭(明治時代末期)には文部省において盲・聾唖学校令の公布が間近いという情報が教育雑誌で流されながら¹⁾、実際の公布が1923(大正12)年までずれ込んだ理由の解明は残された課題となっている。

このように従来の盲・聾唖学校令研究では、盲唖教育関係者の長年の運動および努力の成果としての盲・聾唖学校令、県立移管の時期と移管校の数の変化、川本草案の革新性と附則の後退性についての解明が中心であった。しかし、盲・聾唖学校令の意義と本質を究明するには、こうした全体的な状況に加えて、教育の実態に及ぼした具体的な影響、たとえば盲・聾唖学校令が実際に盲児と聾唖児の就学機会をどの程度拡大させたのか、さらに盲唖学校教育の質を、どの程度、そしてどのように改善したのか等を全体的に把握することが不可欠である。さらに、こうした問題意識の前提として、盲・聾唖学校令による県立移管の実現をいかに評価すべきであるのかについても、再検討を行う必要があると考える。第一は、県立移管に伴う盲唖学校の変容という観点である。たしかに、県立移管は、私立盲唖学校にとって経営安定のうえでの悲願であり、盲唖教育界の運動の最終的な目標であった。それゆえ従来の研究では、県立移管の実現に対しては、全面的に肯定的な評価のみが与えられてきた。しかし、県立移管の意義と制約を詳細に把握するためには、肯定的な側面の一方で、私立校時代に築かれた財政的基盤や、学校経営者の自由で独自の発想に立つ教育的要素を喪失しかねない負の側面も存在していた可

能性についても併せて検討する必要があると考える。さらに第二の問題は、盲唖学校と社会的支持基盤との関係である。盲・聾唖学校令-県立移管が私立盲唖学校時代までの社会支持基盤をどのように変貌させ、縮小・消滅させたのか否かを究明することは、日本の障害児教育の歴史的本質を考えるうえで重要な論点である。こうした観点から考えれば、盲・聾唖学校令の評価には県立移管それ自体を指標とするだけでは不十分であり、盲学校・聾唖学校とその教育に対する盲・聾唖学校令の寄与について、より総合的な評価が必要であることは明らかである。

2. 研究方法

(1) 教育の質の改善に関連する要素

教育の質を検討する要素には二つある。ここで教育の質とは、自活力の育成という現実的な目標を実現するとともに、盲唖学校生徒のもっている潜在的可能性を開花させ、将来の生活を展望することが可能な教育的諸条件を示す。教育の質に関連する要素としては、教員の数と専門性、教育課程、教育方法、教材教具、生徒の入学年齢と在学継続や奨学金制度、就労可能性等があげられる。また専門性とは、盲唖教育における不可欠で、独自性の強い教育内容とその方法に関する知識や方法・技術を意味する。

盲・聾唖学校令の前・後における盲唖学校教育の質の変化を把握しうる項目を例示する。第一は財政である。私立校時代の盲唖学校の共通点は何よりも経営困難であり、その最大の原因は寄付金の不安定さにあったから、県立移管に至るまでの歳入源の変化に加えて、教育の質に関係する歳出項目の推移も検討することが必要である。

第二に生徒に関係する情報である。盲・聾唖学校令公布後に、就学機会がどのように拡大したのか、就学者が少なかった女性の数的変化を含めて生徒数を把握する必要がある。生徒の就学年齢、退学に関する動向も重要である。

第三に教員情報である。これは、生徒数の変化とともに重要度の高い情報である。学校・教育の質に関係する重要な情報は教員の数とジェ

ンダー、給与額と勤続年数、資格（学歴と教職歴と専門的訓練の有無）、校長職である。

第四に、学校の組織に関する情報である。盲・聾啞学校令によって義務づけられた初等部と中等部の設置状況、財源状況によって規定される学級数である。聾啞教育では指導を媒介するコミュニケーション方法が手話法から口話法に転換していく時期であったことから、手話学級・口話学級の設置の状況も必要な情報となる。

(2) 盲啞学校の選択・検討時期と資料

本論文では、研究目的の妥当性を事例的に立証するために、上記の項目について取り上げることとする。また、教育の質を検討する時期は、選択された盲啞学校に関する関係情報が入手可能な盲・聾啞学校令の前と後の時期である。このような情報の条件を満たしている資料として、学校記念誌、文部省普通学務局の盲学校及聾啞学校関連の調査（文部省 [1919, 1925, 1927, 1930, 1935, 1937-1938]）、日本聾啞教育会の全国聾啞学校諸調査（日本聾啞教育会 [1938, 1939]）がある。学校記念誌については、学校によって、あるいは刊行時期によってもその内容は大きく異なるが、とくに歴史の古い聾学校・盲学校が比較的早い時期に刊行した記念誌は、一次資料の掲載、旧職員や卒業生による回想など、当時の学校の実態を具体的に把握できる重要な情報源である。

3. 用語

盲啞学校は、一人の校長の管理下で盲学校（盲部）と聾啞学校（聾啞部）が同一校地に開設された、戦前に多くみられた学校形態である。また、独立校形態であった口話法の聾啞学校が聾話学校や聾口話学校という校名を採用した以外には、戦前については一般的な呼称としては聾啞学校が一般に用いられ、法規上の名称も聾啞学校であるので、聾啞学校や聾啞児を用いる。また、県立には、道と府を含めて使用する。

Ⅱ. 盲・聾啞学校令前・後の盲啞学校の全体的状況

1. 盲・聾啞学校令公布の学校数および設置主体への影響

盲・聾啞学校令公布により、盲啞学校の教育の質が、どの程度、そしてどのように実際に改善したのかを把握していくために、まず、盲・聾啞学校令公布の前後で、盲学校・聾啞学校の学校数がどのように変化したのか、その全体状況を把握しておく。1919（大正 8）年では、盲学校・聾啞学校は官立が各 1 校、公立の盲啞学校が 8 校、私立の盲啞学校が 64 校であった（文部省年報 [1919, 1924]）。上記勅令が発効した 1924（大正 13）年では学校数は 110 校に、約 1.5 倍に急増した。しかし設置主体は、官立校と少数の公立校を除き、大半が相変わらず私立校だった。私立校はしだいに県立移管されていくが、私立校を支えてきた社会的支持基盤が県立移管の過程においてどのように変化していくのか、その変化が学校の目的や事業的性格とどのように関連するのかは、今後、究明する必要がある。横浜基督教訓盲院や日本聾話学校のような一部の盲啞学校にみられたように、盲啞学校が自主的で主体的な学校運営と教育の展開をしていく上で、県立移管によって国・県・郡・市町村の上下関係をもつ中央集権体制の教育行政下に組み込まれないことを選ぶ道もあったとも考えられるからである。

2. 盲・聾啞学校令公布と盲児・聾啞児の就学機会の拡大の状況

盲・聾啞学校令によって盲児、聾啞児の就学機会が拡大したことは、盲・聾啞学校令公布前と後の在籍者数の増加から明らかである。1919（大正 8）年から 1939（昭和 14）年までの 20 年間の在籍者の増加は、盲生が 2238 人から 5458 人（2.4 倍）、啞生が 1482 人から 6511 人（4.4 倍）であり、とくに聾啞児の就学機会が大きく拡大されていた（文部省年報 [1919, 1939]）。就学率の改善も同様である。1922（大正 11）年の盲・聾児の就学率は 12.00%（文部省 [1958] 76-77）であったが、1936（昭和 11）年には盲児で

39.9%、聾児で46.70%まで上昇した（川本[1940] 153）。なお、就学機会の拡大については、さらに、男女差、就学年齢、退学の理由や人数、在学者の学年別平均年齢などから多面的に検討する必要がある。

3. 盲・聾学校令公布と教員数の推移

教育の質に係る重要な情報として、盲・聾学校の教員数の推移もみておきたい。教員の増加率をみると、1919（大正8）年から1939（昭和14）年までの20年間では、490人から1452人で増加率は3.0倍である。同時期の教員の増加率と盲生・聾生の総数の増加率（3.2倍）とでは同程度といえるが、生徒の年齢や能力のばらつきは大きかったし（後述）、増加率の高かった聾生部では口話学級の新設とその担い手の補充が必要であり、教員数は増加しているものの、十分なレベルまでには達していなかったものと推察される。

盲・聾学校令公布及び公立私立盲学校及聾学校規程により、教員資格が明記されたことで、各学校の教員の有資格者と無資格者の調査がなされるようになった。しかし有資格者には、盲教育、聾教育の専門的養成を受けたものの以外に、小学校等の正教員資格を有するものが文部省から認定あるいは指定を受けたものが多く含まれていた。この点で、盲・聾学校令による教員資格の規定や数的な増加が、実際に教育の質の改善にどのようにつながったのかを分析する必要がある。

Ⅲ. 県立移管・私立校と教育の質の改善との関係

つぎに、盲・聾学校令と教育の改善との関係について事例的に検討する。

1. 予算・教員・学級をめぐる問題—東海訓盲院、私立静岡盲聾学校、静岡県立静岡盲学校の場合

静岡県立盲学校、聾学校は、東海地方では最も県立移管が遅かった。生徒数は私立東海訓盲院時代の1900（明治33）年、中期の1909-10（明治42-43）年をピークに、静岡市移転前には

2割以上生徒数が減少し、生徒を確保するために「精神薄弱児や精神異常児」まで入学させたという（本校に32年9ヶ月勤務した小杉あさの回想。静岡県立静岡盲学校[1958] 105-106）。正確な生徒数は検討の余地があるが、男子は平均して10名足らず、女子は男子の35%程度と少なかった。教員数は一時期3名が雇用されるが、2名状態がつづく（静岡県立盲学校[1958] 10-11）。後述の小杉あさが入学したころ、学校は一室で、しかも教室が寄宿舍・事務室・教員室を兼ねていた。

本校は、静岡市に移転した1916（大正5）年1月、私立静岡盲聾学校と改称し、聾部を開設した。経営体制が確立していくとともに、徐々にではあるが、予算額の増加、教員増、学級増、生徒数が一連のサイクルの要素となって好転している（Table 1, Table 2）。とりわけ聾部の開設により、新規の教育需要にも応えることができるようになった。上記のサイクルはさらに盲・聾分離の実現により、ますます好転し、盲児数だけをみても、東海訓盲院時代の4倍程度に増加し、より多くの教員と複数の学級で、課程に対応した教育を行うことができるようになった。聾生の増加は盲生以上に目覚ましく、それとともに学級数は1学級から4学級にまで増加し、聾部の教員数も1932（昭和7）年には10人に達している。このような学校と教育の質の改善を安定して支える条件は資金であり、盲学校でみれば、Table 2に明らかなように、校舎新築が完了して落ち着いた時期の1938（昭和13）年には2倍以上の予算額を得て、生徒数、学級数、教員数とも、本校史上最多を経験した。このような抜本的な改善とその定着こそ、県立移管によって実現できたと評価できるだろう。

つぎに、教員について検討する（静岡県立静岡盲学校[1958] 10-11, 22-23）。東海訓盲院時代の教員の特徴は自校卒業生の雇用と短期の勤務期間だった。東京盲聾学校で正規の盲教育をうけた佐々木吉太郎は5年間勤務した後に豊橋校に転出し、同じ東京盲聾学校卒の羽田義晴は2年間の短期勤務だった。小杉あさ（1881-1969）

大正 12 年盲学校及聾唖学校令の教育の質の改善に対する効果

Table 1 私立静岡盲唖学校時代 (1917-1924)

	年度	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924
生徒数	男・盲	9	9	11	11	14	15	10	22
	男・唖	3	2	6	8	8	7	13	31
	女・盲	7	6	9	9	7	7	25	12
	女・唖	3	7	9	15	12	12	16	12
学級数	盲	4	4	4	4	4	4	4	4
	唖	1	1	1	1	2	2	3	3
教員数	男・盲部	2	2	3	3	3	3	3	3
	男・唖部	1	1	1	1	2	3	3	3
	女・盲部	1	1	2	2	2	2	2	2
	女・唖部	0	0	0	0	0	0	1	2
予算額(円)		888	1046	1350	2890	3650	4980	6000	5830

出典：静岡県立盲学校(1958) 21-23.

Table 2 私立静岡盲学校、私立静岡聾唖学校時代 (1925-1932, 1938)

	年度	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1938
生徒数	男・盲	21	22	28	32	32	44	42	39	55
	男・唖	29	32	36	50	46	48	49	35	
	女・盲	15	13	13	17	17	12	14	12	31
	女・唖	19	19	23	32	32	32	9	23	
学級数	盲	4	4	4	4	4	4	4	5	7
	唖	4	4	4	4	4	4	4	4	
教員数	男・盲部	5	5	5	4	4	4	4	5	14
	男・唖部	3	3	3	3	3	3	3	6	
	女・盲部	2	2	2	3	3	3	3	2	3
	女・唖部	2	2	2	2	2	3	4	4	
予算額 (円)	盲	3324	4255	4232	4398	4659	4499	4860	4632	11975
	唖	2633	3732	3500	3587	4188	3748	3622	4004	

出典：静岡県立盲学校(1958) 25. 1938 年は経常費の額が安定する時期として示した。

は東海訓盲院卒、東京盲唖学校教員練習科の第五回卒業生で教員練習科最初の女性修了者であって、1904（明治37）年7月に校長兼教員として着任する榛葉政吉とともに、苦難の時代を支えた。私立静岡盲学校、私立静岡聾唖学校時代になると、着任後1年で辞職する教員は皆無となり、約半数の教員は長期間の勤続となり、教育体制は安定するようになる。

2. 教員の安給料

どの盲唖学校でも最大の支出項目は、教員の給料であった。安給料は盲唖学校では一般的な状況で、小学校教員の半額程度だったようである（愛知県立豊橋聾学校 [1998] 15）²⁾。しかし、当時は小学校教員の給与こそ安給料の代名詞で

あって、引き上げがつねに教育関係者の要望事項であり、そのため、初等教育界は慢性的な適材不足であった。その小学校教員の給与の半額では、盲唖学校教員の生活がいかに困難であったかは十分に推察される。教員の少ない給料は経営困難のためであったが、創業時代と同一の奉仕の精神が盲唖学校教員に求められていたことを示唆する。普通科担当の教員は、とくに生徒数が少ない時期までは、師範学校や小学校の教員あるいは退職した教員の無料奉仕のことが多く、嘱託や非常勤の形態が多かった。しかし専門性という点からみれば、彼らの善意や献身は別にして教育の質では問題を含んでいたように思われる。他方で鍼灸科教員の場合は、別の

貢献の仕方が求められた。彼らは、校務以外の時間に働いて収入を得ていたのであったが、その収入は、自分の生活資金を得るだけでなく、盲啞学校の歳入不足を埋めることにも使われた。したがって、鍼灸の伎倆の高い盲人ほど、教職に従事するよりも開業したほうが経済的には余裕があり、家族を養うこともできた。このような経済的境遇が、教員の短期の勤続と関連があると思われる。一方、聾啞教育の教員で聾者の場合、口話法が支配的になっていくなかで教職に身を置くことは次第に困難になっていった。

3. 県立移管と学校間格差の継続

このような劣悪な教育の改善を実現するには、収入の増額と安定性、すなわち、県立移管が私立盲啞学校にとっては必然的に必要だったことが分かる。県立移管の効果を見るために、私立校時代における学校間格差の状況を探ってみる。Table 3は、盲・聾啞学校令公布以前の時期における西日本の一部の盲啞学校経費・補助金を比較したものである（岡山県教育会 [1936] 34）。同じ地域にある盲啞学校間においても、経費総額および補助金額ともかなり異なっていたことが分かる。この経費の大小は生徒数の大小とほぼ連動し、県等の公的補助金が少なかった地域では、県立移管がおおむね遅かったことも分かる。

年間経費の下位グループのうち、県立代用校時代の鳥取盲啞学校の教育施設の状況を示して

みよう。1910年代後半に在籍したある生徒は、鳥取校の設備類があまりに貧弱で学習に支障があると考えたために、「大いに学校当局に不満をいだいて」おり、近県の盲啞学校を実地に見学し、同等の設備・書籍の整備を要求したほどだった。それから十数年後の1931（昭和6年）に鳥取校に赴任した教員が遭遇したのは、「教科書もなければ参考書もない、いや備品と名のつくとも（も）のは一つもない-----机や椅子さえ足りない始末」という状況だった（鳥取県立鳥取盲学校 [1985] 36, 40）。

机・椅子・備品のような教育上の基本的な施設・設備は、法令上の規定に基づいて県立移管によって整備されていったものと思われる。いいかえれば、県立移管が実現しなかった学校は、従来通りの劣悪な教育環境が続いたことになる。新潟県内では盲・聾啞学校令を機に新潟校および長岡校の県立校と私立の高田校の3校に再編されたが、この3校内での格差を生徒一人当たりの経費の差（盲学校のみ）によってみると、私立の高田校（98円）は新潟校（204.07円）の半分以下の経費しかかけられなかった（新潟県立新潟盲学校 [1933] 102）から、学校間格差が拡大するのは当然であろう。

それでは、県立移管の実現によって、学校間格差は劇的に縮小したのだろうか。これは、法令による経費関連の要求事項は、学校設置、入学科と授業料の無償だけであったから、それ以外の条件は、県当局の裁量に任されていたこと

Table 3 財政力の学校間格差－西日本の盲啞学校

学校名	経費	補助金			補助金 / 経費	県立移管年	生徒数
		県	市	郡			
松江盲啞学校	1219円	800	100		73.83%	1923	40 (1923)
愛媛盲啞学校	2500	2000			80.0	1929	61 (1921)
香川盲啞学校	2854	1200	300		52.56	1924	78 (1920)
下関博愛盲啞学校	2912	1000	400		48.08	1924	101 (1923)
岡山盲啞学校	1258	360			28.62	1927	46 (1924)
福岡盲啞学校	3773	800	300		29.15	1924	
鳥取盲啞学校	1403	150	150	150	28.51	1937	
広島盲啞学校	3986	1600	600		55.19	1921	64 (1924)

出典：岡山県教育会、生徒数については、福田(1923)；愛媛教育雑誌 409(1921.9),36；香川県(1921)154；山口県(1924)101；岡山県立岡山聾学校(1989),47；広島県立盲学校(1994),179。

になる。たとえば、神奈川県の中郡盲唖学校は 1933（昭和 8）年に念願の県立校となったが、神奈川県立盲唖学校の初代校長によると、県当局には「なお盲聾唖教育についての十分な理解と積極的な支援があったわけではなかった」という。一坪の運動場もなく、別の場所にある寄宿舎は「一時しのぎの、いたって不完全非衛生---交通事故の心配、寒暑風雪の通学、容易でない」状態でも、「県は相変わらず馬耳東風」だったが、寄宿舎での集団赤痢発生がきっかけで新築に向かった。しかし、運動場と寄宿舎用地は後援会が用意しなければならなかった（神奈川県立教育センター [1979] 394-395）。

4. 生徒に関する情報

(1) 生徒の学年別平均年齢—1930 年代の群馬校・新潟校・大阪市立校の情報

盲唖学校初期の生徒の年齢は、非常に高かった。たとえば 1898（明治 31）年の創設年度内に福島訓盲学校に就学した生徒 15 名の平均年齢は 22.3 歳で、最年少は 13 歳、最高は 39 歳だった（福島県立盲学校 [1998]、24 表 1 から算出）。生徒のこのような高い年齢は、とくに盲学校では通例だったといえよう。Table 4 は 1930 年代初めの群馬県立盲唖学校聾唖部、新潟県内盲学校（新潟校・高田校）および大阪市立盲学校の初等部生徒の学年別平均年齢を示した。

地方の盲唖学校では、一般の基準年齢よりも高いものの、創設期よりは徐々に改善され、年齢が低下していることが分かる。群馬校の聾唖児について補足すれば、同校前身の私立高崎聾

唖学校が 1922（大正 11）年 4 月に開校して 4 年目の生徒数 38 名の平均年齢は 14.2 歳と高く、8 歳から 13 歳までと、14 歳以上 22 歳までがそれぞれ 19 名いた（群馬県立聾学校 [1979] 78）。開校 8 年後の 1930 年の平均年齢は 12.5 歳、7 歳以上 13 歳までが 39 名、14 歳以上が 20 名であるから、明らかにより早い年齢で就学するようになっていた（大澤瀬平 [1930]）。聾唖学校の開設と維持は、聾唖児の教育需要を喚起するうえできわめて重要だったことが分かる。

それでは都市にある盲学校生徒の平均年齢はどのような状況にあるのだろうか。都市部の盲学校である大阪市立盲学校では、さらに改善されて、とくに低学年では義務教育の基準年齢により近接していることが分かる。新潟県内盲学校は新潟校が県立、高田校が私立であったから、新潟校だけの資料が得られれば、平均年齢はより低下している可能性はある。地域差とともに、経営主体によっても平均年齢は異なるものと思われる。

(2) 生徒数の分析—学科別盲唖生徒数

数量による外形的分析に加えて構造的分析を行うことで、私立校時代の教育の質問題が明瞭になる例を示してみる。Table 5 は、私立下関博愛盲唖学校の 1913（大正 2）年から県立代用校になる前年の 1923（大正 12）年までの盲唖別・学科別生徒数を示した（校名は 1923 年 1 月、愛国婦人会下関支部盲唖学校に改称、県立移管は 1929 年 4 月）。

Table 5 から、生徒数が順調に増加しているこ

Table 4 群馬県立盲唖学校聾唖部、新潟県立盲学校、大阪市立盲学校の初等部生徒の学年別平均年齢

	学年	1	2	3	4	5	6
群馬県立盲唖学校 聾唖部 (1930)	男	9.8歳	12.1	12.0	16.0	17.7	14.8
	女	10.7	10.7	11.0	16.0	12.8	22.0
新潟県内盲学校 (1933)	男	10.4	10.2	11.2	11.5	15.0	14.6
	女	9.0	12.0	13.6	14.7	13.3	14.5
大阪市立盲学校 (1931)	平均	7.4	7.9	12.6	11.7	12.0	12.1
	最高	9.5	10.7	16.2	15.0	15.9	15.5
	最低	6.2	6.8	7.3	9.3	10.7	11.9

出典：大澤瀬平 (1930) 39-44；新潟県立新潟盲学校 (1933) 92-93；大阪市立盲学校 (1931) 15-16.

Table 5 私立下関博愛盲啞学校の盲啞別・学科別生徒数 (1913-1923)

	総 数			盲									啞		
				盲 計			普通科			技芸科					
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1913	44	37	7	28	23	5	5	3	2	23	20	3	16	14	2
1914	38	34	4	22	19	3	18	15	3	4	4	0	16	15	1
1915	34	28	6	19	17	2	2	1	1	17	16	1	15	11	4
1916	47	36	11	28	24	4	2	1	1	26	23	3	19	12	7
1917	60	44	16	38	31	7	7	5	2	31	26	5	22	13	9
1918	68	48	20	45	34	11	7	5	2	38	29	9	23	14	9
1919	72	48	24	46	36	10	7	5	2	39	31	8	26	12	14
1920	79	51	28	47	37	10	5	4	1	42	33	9	32	14	18
1921	93	59	34	47	38	9	2	2	0	45	36	9	46	21	25
1922	96	58	38	41	35	6	3	2	1	38	33	5	55	23	32
1923	104	69	35	55	44	11	4	4	0	51	40	11	59	25	24

出典：山口県立盲学校(1985)143.

と、とりわけ1920年代に入って啞生の入学が増加していることが分かる。しかしその構造をみると、本校の経営方針が理解できる。盲生においては、普通科の生徒が少なく、かつ減少傾向にあり、技芸科の生徒数が大半であるうえに、その傾向が強まっていることが明瞭である。1922（大正11）年の学則によれば、6年課程の普通科年齢は8歳以上20歳以下、4年課程の技芸科は14歳以上25歳以下であり、技芸科は普通科卒業者と普通科2年「修業者にして兼修を希望する者」（山口県立盲学校〔1985〕133）であった。したがって、普通科と技芸科の生徒数の大幅な逆転現象は、普通科を修了して技芸科に進むのではなく、普通科2年程度の修了後は技芸科中心、普通科兼修という履修の仕方が本校では一般的だったものと思われる。

生徒の年齢を示す資料がないが、技芸科は14歳以上という規定なので、少なくとも本校盲部の生徒の平均年齢は高かったものと思われる。この履修の仕方は、実利的で効率よく資格を取得できるのであろう。しかし県立移管後は、小学校と同等の教育課程を履修する必要上、二科同時兼修は困難になったと思われるが、該当時期の資料が欠けている。いずれにせよ、一方で職業手段の獲得、他方で公教育体制に組みこまれるなかで、盲啞学校が、どのような経営方針に変わるのかは、今後の研究において究明する

課題である。

（3）貧窮・中途退学・学力劣等問題

①貧窮問題

「徳島県盲教育史」（1980）は1930年代初めのころの「中途退学者の問題」を取り上げて、それが「全国的な傾向であったよう」だとし、その原因について、盲学校に就学する必要がない鍼灸灸営業資格取得の簡易制度と生徒家庭の貧窮にあったと推測している（47-49）。生徒の保護者が貧窮だったことは記念誌等でしばしば記述されているが、1930年代前半における新潟県内盲学校の通学生徒の貧窮の程度はつぎのようである（新潟県立新潟盲学校〔1933〕118. 表現を一部変え、実数を割合にした）。

学資の補助が必要な程度	新潟校	長岡校	高田校
全額に近い額	17.8%	63.2	25.4
半額以上	11.2	15.8	41.8
半額以下	51.4	8.8	30.9
不要	19.6	12.3	1.8

通学生は、親方の家から通学する生徒も含まれていたが、通学生は一般に寄宿舎生徒よりも経済的に恵まれた生徒であった。通学生徒の貧窮度を学資の補助が必要な程度によって分析すると、学校によりかなり差がある。補助が不要な生徒は新潟校では2割足らずであるのに対して高田校ではほとんどいないこと、長岡校では

6 割以上が全額補助に近い家計状態であることが分かる。通学生でも相当な負担があり、寄宿生になると年長の盲生に一般的だったように放課後から夜遅くまで働いて稼がないと、就学を継続できなかった。

生徒の貧窮は当然ながら就学の継続に重大な影響がある。宮崎県立盲学校では、1938（昭和 13）年時点で 11 名に補助していた。年間所要額 300 円うち県補助額は年々減少して約 44 円にすぎなかった。しかも対象生徒は極貧のみであり、「相当其必要アルモノ多シ。願ハクハ年額」千円が必要だった。在学生徒 50 名のうち学齢者は 20 名にすぎなかった（宮崎県立盲学校 [1960] 40）。入学を勧誘しても就学を継続できる経済的裏づけがなく、県立移管が実現しても就学機会の確保という点では、問題解決にはほど遠かった学校もあったことになる。

県立移管が実施されなかった盲啞学校では、授業料を徴収する学校はなお少なくなかった。初等部と中等部に限ってみてみれば、盲学校では初等部（予科を含む）設置 83 科のうち 5、中等部 91 科のうち 29、聾啞学校では初等部 90 科のうち 9、中等部では 58 科のうち 20 が 1 科平均月 1 円から 4.33 円の授業料を徴収していた（文部省 [1937] 5）。

②中途退学問題

最初にとりあげる中途退学の情報は 1898（明治 31）年 2 月創設から 1913（大正 2）年 5 月末までの私立豊橋盲啞学校の状況である。盲部では、卒業者が 26 名（男 19、女 7）に対して中途退学者は 37（男 30、女 7）、啞部では、卒業者が 26 名（男 17、女 9）に対して中途退学者は 37（男 21、女 16）、全体で卒業者が 52 名、中途退学者が 74 名となっている（愛知県立豊橋聾学校 [1998] 13）。時期は限定されているが、中途退学の全国的な状況をみると、中途退学者数が生徒全体の 1 割を占めること³⁾、中途退学者の半数近くが家事都合によることが分かる。疾病と死亡が全体の 2 割を占めていることを含めて、保護者の貧困問題が中途退学の大きな要因であると推測できる。1928（昭和 3）年 10 月から実

施された国の就学奨励制度は、1936（昭和 11）年で学資補助の対象者は 1562 名、生徒全体の 14.52% に過ぎなかったことから（文部省 [1936] 6）、制度が不十分であったことは明白であり、保護者の貧困問題は、就学の増加を妨げる主因だったと推測される。

今後の検討では、学資補給制度や奨学制度を設けている学校が多かったことも考慮しなければならない。この制度は、多くの盲学校では寄付金を原資とする学資補給制度あるいは奨学制度があり、一般の就学奨励規程を援用して「不具」児にも適用した県があった（神奈川県立教育センター [1979] 393）。

③学力劣等問題

盲啞学校ではいったん入学しても「半途退学」がかなり多かったようである。1936（昭和 11）年には、全生徒の 1 割が学業途中で「半途退学」となった（文部省 [1937] 5）。性行不良による退学規程は早くからあったが、退学対象は学業不振に拡大するようになる。1907（明治 40）年開設の私立愛媛盲啞学校規則第十八条「成業ノ見込ミナキモノ」（私立愛媛盲啞学校規則 [1907.9] 76）の規定は、私立下関博愛婦人会盲啞学校（山口県 [2010] 779）、島根県立盲啞学校（福田玉吉 [1923] 30 [248]）、長崎盲学校（平田・菅 [1998] 15）でもみられる。この問題は各校共通であったとみられ、「低能生ノ取扱ニ就テ」は四国聾教育研究会での協議題となった（徳島県教育会 [1937] 168）。

盲啞学校では生徒獲得が困難であったから、学業劣等者に対する退学規程は長期欠席者に対する対処とともに実際に規定通りに運用されたわけではないであろうが、入学年齢が高く、学業継続を必ずしも支援しない環境において、学業劣等生徒に対する退学規程がどのような背景で整備されていくのかについて、中等学校をモデルとする学校規程整備上の必要性和指導上の必要性という観点から、今後の研究においてまとめることとする。

5. 手話法・口話法問題

日本の口話法運動の拠点だった東京聾啞学校

内に置かれていた日本聾啞教育会の1938（昭和13）年5月の調査によれば、学級数では手話法49、口話法595、生徒数では手話法542名、口話法6238名、卒業生では手話法4771名、口話法4325名だった（日本聾啞教育会〔1939〕10）。日本の口話法運動が1920年代から始まったことを考えれば、急速に口話法による教育体制になっていたことが分かる。しかし実態はどうだったのだろうか。日本聾教育史研究をリードしてきた清野茂らは、当時の聾啞学校の教員は圧倒的に口話法支持で、手話法には排除的だったことを指摘してきた（清野〔1994〕；〔1995〕；〔1997〕）。しかし、口話法は指導上の困難さとより時間を要する方法であることは小西信八の時代から分かっていたから、聴力・教育歴・年齢・知的能力等において多様な聾啞児の実態からして、日常の指導において口話法が支配的だったと考えることは困難ではなかろうか。いいかえれば、口話法への転換運動には、コミュニケーション方法としての良否だけでなく、聾啞学校および聾啞教育の質の改善が含意されていたのではなかろうか。

6. 教育界の他の領域からみた盲啞教育の質に対する評価

盲啞教育の世界は、内部からだけ縦断的に追跡しただけでは、教育の質の改善状況の把握は困難である。そこで他の教育領域から盲啞教育がどのように評価されていたのかについて、例示的な情報を示したい。

教育界の主流を歩いてきた神奈川県立盲啞学校の初代校長は、就任するまで盲啞教育には「何等の関心も持たなかった」という。彼は赴任してみて「バラック校舎、不備な施設、乞食小屋のような宿舎、貧弱な職員組織」に「啞然とした」というが、彼は、1年後には高等女学校の旧校舎を増改築して施設・設備を改善したうえで、盲啞学校教員の状況と盲啞教育の評価を明示している。盲啞教育教員の「社会的地位は低く、待遇は悪く、先生まで特殊扱いをされている。前途有為の人材が来る筈がない。殊に普通科教員の採用に当たっては、三顧の礼をつくし

てようやくにして形を整える始末だ。特殊教育の振るわざる、押（ママ）して知るべきだ」と述懐している（神奈川県立平塚盲学校〔1960〕12-13）。

この教員問題は、盲啞教育外から評価する場合、安い給料や低い社会的地位にすべてを還元できるわけではないだろう。1935（昭和10）年4月に日向訓盲院は宮崎県立盲学校に移管されたが、3年に及ぶ県立移管運動の最終段階で県知事に最後の陳情を行った際に、君島清吉（1889-1966）知事は、「県立学校になったら、現在の教員は全部クビだぞ。その覚悟はできているか」とどなったといい、記念誌ではその理由について君島の官僚主義と度重なる陳情に対する彼の不快感に求めている（宮崎県立盲学校〔1960〕23）。彼はたしかに生粋の内務官僚ではあるが、彼の言は、県立学校にはそれなりのステイタスと人材が必要であるという一般的な認識を表明しただけではなかろうか。欧米における知見に基づいて日本の特殊教育学を構築しようとした樋口長市（1871-1945）もまた、初等教育界と比べて、聾啞教育における現場での研究の低調さを指摘し、教育の質に疑問を投げかけた（樋口長市〔1929〕）。

7. 数量化が困難な項目と盲・聾啞学校令の二面性

（1）数量化が困難な項目による改善評価

上記の事例では、生徒や教員の数、経費とその県負担等の数値によって把握できる項目について、盲啞学校の教育の質の改善が分析可能であることを示唆してきた。手話法・口話法の問題でもみたように、手話または口話の学級数の推移で実態が解明できるほど、指導の実態は単純ではないであろう。いいかえれば、数量化が困難な内容を含む項目については、改善の程度を解明することはほとんど困難となる。たとえば、校長等の学校経営に関する考え方である。創設や再建には関与しなかった兼任校長の場合、盲啞教育にとりたてて理念があるとは限らない。それゆえ、教育理念を提起できる専任校長が配置される時期や就任前のポストは、盲啞

学校長に対する社会的評価を検討するうえで、重要な情報であろう。

経営者の意識については数量化ができないために、さらに検討が難しい。しかも、経済的な犠牲だけでなく、生活全体を盲唖学校経営に捧げてきた創設者や学校経営者の経営意識とその成果まで立ち入って評価することは、彼らが記念誌等で敬慕の象徴となっているだけに心情的にも難しい。しかし、教育の質を考えた場合、彼らの経営の方針や意識にまで迫ることが必要となるように思われる。

二つの例を示してみる。1919（大正 8）年に神奈川県私立中郡盲唖学校に赴任した新任教員は月給が 20 円と安すぎたので、経営者に給与の引き上げを要求したところ、経営者会議において満場一致で 30 円になったという。この学校は、1910（明治 43）年に地域のキリスト教徒の努力で創設された。このような事態の根本原因は盲唖学校の財源が乏しいこと、地域社会が盲唖学校を大きな関心事にはしなかったことに尽きる。鳥取校の場合は、遠藤董（1853-1945）という名声ある老教育者一人に、地域社会が経営を委ねたままであったことにもよる（鳥取県立鳥取盲学校 [1985] 28）。しかし、教育の質という点からみれば、教員の安給料も劣悪な施設・設備も放置できない問題であることは明白だった。まったく新しい教育機関として盲唖学校を創設した草創期と、その後、全国的に盲唖学校が普及し、県立移管が進行しつつあった時期とでは、盲唖学校存立の社会的・教育的意味は変化するべきであったし、展望ある戦略も必要であったが、経営者の意識は創設時の奉仕から公教育としての発展へと脱皮しなかったし、その環境も乏しかった学校があったのではなかろうか。県立移管後は、学校移転のための校地探しと校舎・寄宿舎新築のような大問題は提起されるが、私立校時代の苦労とは次元が異なるだろう。

同じように数値化できない教員の努力も、評価が難しい。盲唖学校には、とくに中途失明の生徒がいたが、彼らが、突然の失明によって生

じた前途に対する不安と絶望を克服し、新たなアイデンティティを獲得し、生活への希望を抱くように転換するうえで、教員の支えは不可欠だったものと思われる（鳥取県立鳥取盲学校 [1985] 41）。

（2）盲・聾唖学校令の消極的側面

しかしそれと同時に、これまでの研究を含めて検討から漏れていたのは、県立移管が目ざすべき最大目標であったという理由から、それが実現すれば盲唖学校の基本的な問題は解消するという先入観ではなかろうか。県立学校としての財源や教員の給与の安定、あるいは公教育としての盲唖教育に対する信頼感等ではまさに、県立移管は長年、関係者が念願してきた通りの期待を満たしたと思われる。しかしながら、県立移管とはそのような利益と引き替えに戦前日本の学校教育の桎梏に組み込まれることであり、自由な発想に基づく学校経営と実践が押さえ込まれることになった側面はなかったのだろうか。障害児の教育は私立校がふさわしいという考え方は、少数ではあっても明確に存在していたように思われる。たとえば日本聾話学校は、盲・聾唖学校令公布後しばらくは、私立学校令に基づく学校のままでいた⁴⁾。本校は別科在籍者を含めると、1930（昭和 5）年 5 月時点で日本最大の生徒数を擁する聾唖学校であったにもかかわらず、私立学校という経営を選択したのは、本校がキリスト教系の学校であったために、盲・聾唖学校令の適用校となることで拘束される負の側面を好まなかったためではなかろうか。盲・聾唖学校令に関連する記述は他の盲唖学校記念誌では最大のトピックの一つであるが、日本聾話学校の創立 70 周年記念誌では、巻末の年表を含めてまったく言及がない（日本聾話学校 [1990]）。

Ⅳ. 結語―盲・聾唖学校令の教育的・社会的改善効果に関する暫定的知見

私立校中心の時代では、創設者の金銭的苦労は個人であれ、集団であれ、並大抵ではなかったし、経営の労苦ゆえに短命だった先覚者も少

なくない。また、経営を刷新するために身を引く際に最初の発起人たちは、経営責任をとってそれまでの巨額の負債を抛出までした⁵⁾。県立移管は財源難による経営困難問題を解消し、通常教育を基準とする基本的な教育の質は制度的に担保したのである。

しかしながら盲・聾唖学校令について、別の観点で評価することも必要なのではなかろうか。たとえば、盲唖学校を社会が支えるという観点でみた場合、日本では、県立移管＝県教育行政に還元され、社会を構成する地域や市民の関与が欠落するという原型が形成される出発点になったのではなかろうか。また草創期の盲唖教育の教員に必要な精神的条件も、私立校教員から県立校教員になることによって国と県の教育行政のシステムに組み込まれ、重視されなくなったのではなかろうか。さらにまた県立校になると、制度上、独自の教育を自由に志向することは困難になったし、それまで得ていた寄付金に象徴的な盲唖学校の地域社会の基盤が継続されることが約束されたわけではなかった。社会事業的性格の希薄化と引き替えに、地域社会の人々が支えた盲唖学校の社会的基盤性も希薄化したのではなかろうか。今後は、このような問題意識から例示した各項目について詳細に取り上げることとしたい。

付記

1. 本研究の分担は、ⅠとⅢの1～4は岡がⅡおよびⅢの5は佐々木が、Ⅲの7とⅣは中村が担当した。
2. 本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金「日本障害児教育史研究の批判的・総合的検討による教育史像の革新と現代的意義」(平成23-26年度基盤(B)、研究代表者・中村満紀男)の研究成果の一部である。

註

- 1) 教育時論811(1907.10.25), 30. 教育学术界17(4)(1908.7.10), 113; 19(6)(1908.9.10), 126. ところが半年足らず後の1909(明治42)年はじめにな

ると、突然、公布への楽観的な予測は変化し、公布時期は未定との情報になる(教育時論857[1909.2.5] 38)。

- 2) 初任で14円という豊橋校の給料が低い典型だったとは必ずしもいえない。私立茨城盲唖学校では教員の月給額は3人が17円、1人が16円だった(財団法人私立茨城盲唖学校[1917] 23)。豊橋校のスター教員だった吉川金造が三重校に転勤したのは、給与問題と一定しなかった経営方針に対する不満があったと推測されている(愛知県立豊橋聾学校[1978] 93, 179)。
- 3) 1936年発行の岡山県社会課による聾唖者調査によっても、盲唖学校に入学したことがある生徒のうち退学者は13.27%になる。ただし、聴力損失の程度により、退学率にはやや差がある。また、尋常小学校・高等小学校(丙程度の女子は補習学校)にも通学経験のある聾唖者が多数おり、その退学率は聴力損失の程度に関わりなく20%前後だった(岡山県社会課[1931] 28-29 [138])。
- 4) 日本聾話学校が盲・聾唖学校令適用校になったのは、1931(昭和6)年度から1933(昭和8)年度の間だったと思われる(文部省[1930]; [1931]; [1934] 参照)。盲・聾唖学校令に対する本校の経営方針の転換理由は今後究明する必要がある。
- 5) たとえば豊橋校では、1918(大正7)年に発起人または相続人3人は3千円、1人が700円、もう1人は500円という巨額を負担した(愛知県立豊橋聾学校[1998] 14)。

文献

- 愛知県立豊橋聾学校八十年史編集委員会(1978) 愛知県立豊橋聾学校八十年史. 愛知県立豊橋聾学校八十年史編集委員会.
- 愛知県立豊橋聾学校創立百周年記念事業実行委員会記念誌委員会(1998) 愛知県立豊橋聾学校100年史 ひとすじ. 愛知県立豊橋聾学校創立百周年懸念事業実行委員会.
- 荒川勇(1974) 聾教育史. 世界教育史研究会 障害児教育史, 世界教育史体系, 33, 141-144, 講談社.
- 福島県立盲学校(1998) 百年のあゆみ. 福島県立盲学校.
- 藤川華子(2008) 川本宇之介の教育構想－「盲学校及聾唖学校令」起草時を中心に－. 大学院研究年報, 37, 65-78.
- 福田玉吉(1923) 盲唖教育概覧. 鳥根県立盲唖学校.

大正 12 年盲学校及聾哑学校令の教育の質の改善に対する効果

- 知的・身体障害者問題資料集成：戦前編第3巻
(2005) 不二出版, 240-250.
- 群馬県立聾学校 (1979) 本校のあゆみ 群馬県立聾学校 50 周年記念. 群馬県立聾学校.
- 樋口長市 (1929) 『国語初歩』の刺戟によって實際界に惹起せらるゝ興奮. 聾哑教育, 8, 99-107.
- 平田勝政 (1986) 大正デモクラシー期の文部社会教育課と特殊教育－1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児教育振興策の展開－. 教育科学研究, 5, 49-65.
- 平田勝政 (1989) 大正デモクラシーと盲聾教育－「盲学校及聾哑学校令」の成立過程の分析－. 長崎大学教育学部教育科学研究報告, 37, 21-44.
- 平田勝政・菅達也 (1998) 長崎県障害児教育史資料 I－戦前盲聾教育資料－. 長崎大学教育学部教育科学研究報告, 54, 1-17.
- 神奈川県立平塚盲学校 (1960) 創立五十周年記念誌. 神奈川県立平塚盲学校
- 神奈川県立教育センター (1979) 神奈川県教育史通史編下巻. 神奈川県教育委員会.
- 加藤康昭 (1972) 大正一二年盲学校及聾哑学校令の成立. 盲教育史研究序説, 37-41. 東峰書房.
- 川本字之介 (1940) 聾教育学精説. 信楽会.
- 宮崎県立盲学校 (1960) 記念誌 創立五十周年. 宮崎県立盲学校.
- 文部省 (1958) 盲聾教育八十年史. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1919) 盲哑学校ニ関スル調査 大正8年5月. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1925) 盲学校及聾哑学校ニ関スル諸調査 大正14年5月1日現在. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1927) 盲学校及聾哑学校ニ関スル諸調査 昭和2年5月現在. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1929) 全国盲学校及聾哑学校ニ関スル調査 昭和4年5月現在. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1930) 全国盲学校及聾哑学校ニ関スル調査 昭和5年5月現在. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1935) 全国盲学校及聾哑学校ニ関スル調査 昭和9年5月現在. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1937) 全国盲学校及聾哑学校ニ関スル諸調査 昭和11年度 昭和11年5月1日現在. 文部省.
- 文部省普通学務局 (1938) 昭和12年度全国盲学校及聾哑学校ニ関スル諸調査 昭和12年5月10日現在. 文部省.
- 文部省文部大臣官房文書課, 日本帝国文部省年報第47 (1919.4～1920.3).
- 文部省文部大臣官房文書課, 大日本帝国文部省年報第67 (1939.4～1940.3).
- 中島太郎 (1969) 盲哑教育制の沿革. 近代日本教育制度史, 732-747. 岩崎学術出版社.
- 中野善達 (1974) 盲学校及聾哑学校令の制定. 国立教育研究所 日本近代教育百年史 6, 学校教育 (4), 765-779. 教育振興会.
- 中野善達 (1976) 盲学校及聾哑学校令の制定. 荒川勇ほか編, 日本障害児教育史, 70-78. 福村出版.
- 日本聾哑教育会 (1938) 昭和12年度 全国聾哑学校諸調査. 全国聾哑教育会.
- 日本聾哑教育会 (1939) 昭和13年度 全国聾哑学校諸調査. 全国聾哑教育会.
- 日本聾話学校史編集委員会 (1990) 日本聾話学校75年史. キリスト教新聞社.
- 新潟県立新潟盲学校 (1933) 我が校教育ノ實際. 新潟県立新潟盲学校.
- 岡本稲丸 (1997) 近代盲聾教育の成立と発展－古河太四郎の生涯から－. 日本放送出版協会.
- 岡山県学務部社会課 (1931) 本県下ニ於ケル聾哑者生活現況. 知的・身体障害者問題資料集成：戦前編第7巻 (2005) 不二出版, 134-143.
- 岡山県教育会 (1936) 岡山県教育会五十年史. 岡山県教育会.
- 大阪市立盲学校 (1933) 大阪市立盲学校一覧表. 大阪市立盲学校.
- 大澤瀬平 (1930) 群馬県立盲哑学校聾哑部生徒調査の結果. 新上野, 11 (6), 38-45.
- 静岡県立静岡盲学校 (1958) 静岡県立静岡盲学校六十年誌. 静岡県立静岡盲学校.
- 徳島県教育会 (1937) 徳島県教育会五十年史. 徳島県教育会.
- 鳥取県立鳥取盲学校創立75周年記念誌編集委員会 (1985) 創立75周年記念誌 風雪. 鳥取県立鳥取盲学校.
- 山口県 (2010) 山口県史史料編 近代2. 山口県.
- 山口県立盲学校 (1985) 創立八十年史. 山口県立盲学校. 障害児教育・福祉年史集成 第II期, 第10巻 (2005). 日本図書センター.
- 財団法人私立茨城盲哑学校 (1917) 財団法人私立茨城盲哑学校一覧 大正六年五月. 財団法人私立茨城盲哑学校.

岡 典子・佐々木順二・中村満紀男

無署名

愛媛教育協会第三十三回総集会録事（其一）．愛媛
教育（1921.6）409, 32-59.

訓盲教啞令制定（1907.10.25）教育時論811, 30.

盲啞教育令（1908.7.10）教育学術界17(4), 113.

盲啞教育令の行悩（1909.2.5）．教育時論857

盲啞教育令制定（1908.9.10）教育学術界19(6), 126.

私立愛媛盲啞学校規則（1907.9）愛媛県教育雑誌,
243, 75-77.

Conception of Study on the Imperial Decree on Schools for the Blind and Deaf of 1923 and Its Effects on the Educational Improvements among the Schools for the Blind and the Deaf

Noriko OKA, Junji SASAKI and Makio NAKAMURA

The purpose of this paper is to indicate the conception that the study on the Imperial Decree on the School for the Blind and the Deaf of 1923 should discuss the substantial effects on improving the quality of education of blind and deaf children, and to analyze such several cases. The following became clear for the moment as the direction of future research. As the prefectural school transfer solved the lack of resources for the time being, the number of students including the deaf and girls had increased. On the other hand, as expense subsidies for poor students were insufficient, they could not go to school or were forced to drop out. In addition, educational facilities and equipment had not developed enough. The transferred prefectural management had weakened the school support bases established in the creation phase, incorporated these prefectural schools into the pre-W.W. II Japanese stuffy education system, increased the difficulty of ingenious management such as practiced in private school, and required the concept of a new school management different from the private school in the early phase.

Key words: Imperial Decree on the School for the Blind and the Deaf of 1923, Prefectural Management Transfer, Education Improvements, Destitute Blind and Deaf, School Management, Weakened School Support Bases

* University of Tsukuba

** Kyushu Lutheran College

*** Fukuyama City University